

【原告第16準備書面の要旨】

(はじめに)

1 本準備書面の目的

本準備書面においては、損害論の総論として、原告が第15準備書面（その4）までにおいて明らかにした被告らの加害責任を踏まえ、原告が求める完全賠償の全体像及びこの全体像と対比した原賠審指針の問題点を述べる。

2 「損害」の区分に関する基本的な考え方

(1) 原告が主張する「損害」については、被侵害権利を基準に、次のとおり区分されるものとする。

- ① 財産権（憲法29条）に対する侵害（財産権侵害）に係る損害（以下「財産的損害」という。）
- ② 非財産的損害
 - ・生命・身体（憲法13条）に対する侵害（生命・身体侵害）に係る損害（以下「生命・身体的損害」という。）
 - ・財産権及び生命・身体以外の基本的人権としての人格権（憲法11、13、14、19～26等）に対する侵害（人格権侵害）に係る損害（以下「人格的損害」という。）

(2) 上記の「人格的損害」は、さらに次の2つの損害に区分されるものとする。

- ① 人格権の無体財産的な価値自体についての損害
- ② 人格権を含む各種の権利侵害に付随する精神的苦痛

(3) 原告がこれまでの準備書面において明らかにしてきた被告らの本件事故についての責任と、原告の主張する「損害」との関係は、次の2つに分けて捉えることができる。

- ① 「損害」の発生原因としての責任
- ② 「損害」の賠償額の増額事由としての責任

第1 「損害」の全体像

1 全損害の区分・・原告の全損害を、次の①～④の4つに分け、かつ、①～③には、④以外の財産的損害及び非財産的損害の全てを含める。

- ① 被ばくさせられたことに関する損害（損害1）
- ② 避難を強いられたことに関する損害（損害2）
- ③ 人生を破壊されたこと（人生破壊）に関する損害（損害3）
- ④ 財物（動産・不動産）に関する損害（損害4）

2 損害1～損害4の類例なき甚大性と損害構成の相当性、合理性

① 類例なき甚大性・・各損害は、後述するとおり、いずれも原子力災害により生活・生存基盤である地域共同体が丸ごと破壊されるという過去に類例のない甚大な被害によってもたらされたものである。そして、かかる損害全体の類例なき甚大性は、本準備書面に示した関連死、精神的ストレス及び被ばく不安に関するデータからも、その一端がうかがえる。

② 各損害、特に損害3の構成の相当性、合理性・・各損害は、いずれも原子力災害によって地域共同体が破壊（消滅）させられるという過去に類例のない甚大な被害によって惹起させられているために、単に従前の事例に安易に準拠するだけでは到底その損害の甚大性を適切に把握し切れない。特に損害3のように、各種の人格的損害を包括的に「人生破壊」と構成するような事例は、過去に類例がないであろうが、本件は、原子力災害によって生活・生存基盤が破壊されたことによって惹起された総体としての人

格権侵害事例であるところから、かかる構成をとることが最も適切で相当性、合理性がある。

3 原告の従前の主張との関係

- ① 請求の拡張・・完全賠償を求めるということで、財産的損害及び非財産的損害の全ての損害について、完全な賠償を請求する。
- ② 旧損害 1～3 との関係について
 - ・ 損害 1・・従前の主張を維持し補強しつつ、被ばくによる具体的な健康障害（鼻血等）を加える。
 - ・ 損害 2・・従前の主張を維持し補強する。
 - ・ 損害 3・・従前の「ふるさと喪失」という構成を、地域共同体を基盤として培われてきた「人生」を破壊されたこと（人生破壊）と構成し直す。

第 2 損害 1～損害 4 の要点

1 損害 1（被ばくさせられたことに関する損害）について

（1）被ばくによる健康障害

- ① 原告の被ばく量・・原告は、既述のとおり、双葉町において住民避難の職務執行中及び避難先の川俣町において、公衆の被ばく線量限度 1 ミリシーベルトを遙かに超える高濃度の被ばくをさせられた。

- ② 被ばくにより鼻血等の身体障害を負わされた。

- ③ 被侵害権利・・生命・身体（憲法 13 条）に対する侵害

（2）更なる健康障害の発症への不安

- ① 不安の内容・・被ばくについては、低線量被ばくであっても、死に直結する各種がんを含めた多種、多様な健康障害が発

症するに至る可能性が存在するため、既に発症した鼻血にとどまらず、更なる健康障害の発症が懸念される状態に陥らされている。

② 被侵害権利・・我が国では、法令により、公衆の被ばく線量限度が年間 1 ミリシーベルトと定められている。したがって、この数値を超えて被ばくさせることは、人格権（憲法 13 条）に対する侵害であり、違法である。

③ 将来、更なる健康障害が実際にも発症した場合への対応・・その発症後において、被告らに対し、新たな損害賠償請求を行う覚悟である。

2 損害 2（避難を強いられたことに関する損害）について・・被ばく回避のための避難行動及び長期化する避難生活

（1）強いられた避難の内容

既に原告第 15 準備書面で詳述してあるとおり、地元自治体である双葉町の存在を無視した被告らの重ね重ねの違法な原子力災害対策によって、地域共同体である双葉町全域が福島第一原発から放出・拡散された放射性物質により高濃度に汚染され、全住民が長期に亘って「住めない町」とされてしまったことによって、被ばく回避のための避難行動及び長期化する避難生活を強いられている。

（2）被侵害権利

- ① 町民としての権利・・憲法上、基本的人権として、次のような権利が保障されている。
- ・居住移転の自由（憲法 22 条）
 - ・健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（憲法 25 条）
- ② 町災害対策本部長としての原災法上の適正な職務執行権限

・・原告は、町災害対策本部長として、原災法上、町民に対し、「生命、身体及び財産を保護」する責務を課されていた。そして、その責務を適切に果たし得るように、同法上、避難指示の発出等種々の権限を付与されていたのであって、被告国といえども、その権限を侵すことは許容されていない。

3 損害3（人生を破壊されたこと（人生破壊）に関する損害）について

（1）「人生破壊」の意味及び被侵害権利

① 地域共同体は、憲法上の全ての基本的人権（11、13、14、19～26、29等）によって総合的、有機的に構成されている住民の「生活・生存権」の基盤を構成するものである。それ故に、憲法上、地方公共団体が、地方自治体として、被告国から独立した法人格をもち自律権を有すること（団体自治）が保障されている。

② そして、地域住民の地域共同体を基盤として培われてきた過去、現在、未来の総体としての「人生」も、住民の「生活・生存権」の具体的な内容をなすものである。

③ したがって、「人生破壊」の被侵害権利は、上記の憲法上の全ての基本的人権の総合的、有機的な総体としての「生活・生存権」であると構成することができる。

（2）原告の「人生破壊」に関する損害の内容

① 原告は、先祖伝来の地域共同体であり地方自治体である双葉町において、生誕以来、刻苦勉励して培ってきた過去、現在、未来の人生の全てを、本件事故により失わされた。

② 加えて、町長（町災害対策本部長）としての職務が、被告方に裏切られ、騙されたことにより適切に執行できなかつた（

職務執行を妨害された)ことによってもたらされた本件事故による「人生破壊」に伴う極度の疲労、苦しみ、怒りは終生に亘るものである。しかも、被告らは、本件事故に関する責任を全面的に否定しているため、原告は、裁判により本件事故全体の真実と被告らの責任を解明しなければ、原子力行政の末端の長としての町長在任中の職責不履行の汚名を払拭できず、新たな人生を開始することができない状況に置かれている。

4 損害4（財物（動産・不動産）に関する損害）について

（1）発生した損害の内容

- ① 不動産に関する損害・・・原告は、双葉町内に有する多数の不動産（土地、建物）を、宅地、農地、賃貸、担保等に用いていたが、すべて不能となった。
- ② 動産に関する損害・・・家財道具等がすべて使用不能となつた。

（2）被侵害権利

財産権（憲法29条）

5 加害の悪質性

損害1～損害4のいずれにおいても、加害の悪質性を損害として適正に評価する。

第3 完全賠償としての損害1～損害4と原賠審が定めた中間指針等との対比と問題点

1 損害1（被ばくさせられたことに関する損害）との対比

- ① 被ばくによる健康影響への不安は賠償の対象外
- ② 増額事由としての悪質性も、賠償の対象外

2 損害2（「避難を強いられたこと」に関する損害）について

- ① 第1期及び第2期の賠償額・・第1期の賠償額一人月10万円及び第2期の賠償額一人月5万円であるが、生活・生存基盤である地域共同体が破壊（消滅）されたことによって余儀なくされた過酷な「避難」を、かかる地域共同体の破壊（消滅）を伴わない交通事故による身体傷害事例における一時的な入院中の不自由さに準じて損害額を極めて低額算定しようとする考え方自体が、実態とはるかにかけ離れた考え方である。
- ② 第3期につき最終的な一括払・・一括払いの金額は、計算上は1ヶ月10万円として10年10ヶ月分。しかし、第3期は未だに継続中で、帰還の見通しも不明なままであり、合理性がない。
- ③ 増額事由としての悪質性は、賠償の対象外

3 損害3（人生破壊に関する損害）について

- ① 中間指針等においては、生活・生存基盤である「共同体の破壊」も、それに伴う「人生破壊」も、賠償の対象としていないことは明らかである。
- ② したがって、また、被告らの悪質性による増額事由等も対象外である。

4 損害4（物的な損害ないしは経済的な損害）について

- ① 中間指針は、上記いずれの損害項目についても、抽象的基準を示すにとどめたため、実際にこれを運用する被告東電に悪用する余地を残している。そのため、被告東電によって、損害賠償額の打ち切りや制限等に使われている。そして、審査会では、問題点を知りながら、それを看過してきている。
- ② とりわけ、営業損害については、被告東電は、平成27年3月に逸失利益2年分で将来逸失利益の賠償を打ち切りにし、また、不動産損害についても、生産の基礎となる土地建物、営業用資産

、山林田畠について、これが失われたことについての完全賠償はなされていない。検査費用についても十分な賠償がなされていない。

③ そして、他の損害項目同様加害の悪質についての配慮がない。

以 上